

糸島警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

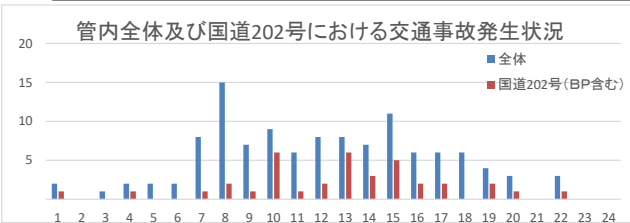
なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の推進」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転や横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。

※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道202号	午前8時～午後5時	40～50km/h
	国道202号(バイパス)		60km/h
	駅前・波多江・二丈交番管内	午前6時～午後7時	30～60km/h

管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由



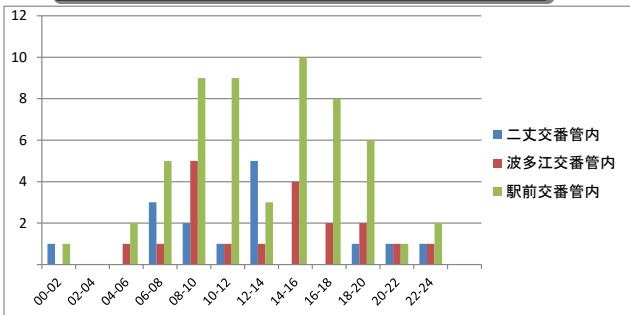
交通事故発生状況

- 管内では、午前8時から午後4時が交通事故多発時間帯で午前8時台に最も多く交通事故が発生しています。
- 事故多発路線は国道202号(バイパスを含む)で、上記2路線で管内の交通事故全体の32%が発生しています。

重点路線等の選定理由

- 重点路線
国道202号は管内の主要道路で人車ともに通行量が多く、大規模な交差点が連続し、速度超過に起因する事故が発生すれば大事故へとつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。
- 重点地域
駅前交番管内は人口密集地域で市役所や鉄道駅、小学校、中学校や高校があり、管内で発生した交通事故の約48パーセントを占めています。波多江交番及び二丈交番管内は、住宅街やJR駅があり、交通事故の増加が顕著であることから重点地域とします。

交番別交通事故発生状況

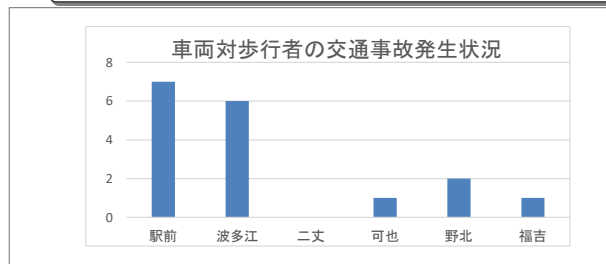


※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断歩行者等妨害等	駅前交番管内	午後3時～午後6時
	波多江交番管内	午前7時～午前11時

車両対歩行者による交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由



重点地域等の選定理由

- 波多江交番管内においては、午前7時から午前11時、駅前交番管内においては、午後3時から午後6時の間に歩行者関連事故が多発しています。
- 駅前交番管内、国道202号線では、車両対歩行者による交通事故の発生が多く、歩行者が死亡する事故が発生しているため重点路線・地域とします。

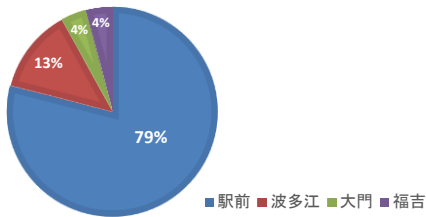
※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

自転車の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
自転車	駅前交番・波多江交番	午前7時～午前10時 午後2時～午後5時	通行区分違反（右側通行）・信号無視 指定場所一時不停止

自転車関連110番通報受理状況及び重点路線等の選定理由

交番別自転車関連交通事故発生状況



重点路線等の選定理由

○ 管内で発生する自転車事故の92%が、駅前交番、波多江交番管内で発生しています。
また、駅前交番管内には県立高校が2件あり、通学中の事故も発生していることから重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

糸島警察署管内主要路線図

